

千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部改正について

1 改正概要

令和5年7月13日に施行された刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号）に伴い、刑法（明治40年法律第45号）第182条の規定が同法第183条に条ずれすることから、千葉県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成23年千葉県公安委員会規則第7号）第12条に規定されている「重大な不正行為」について所要の改正を行うもの

2 施行日

令和5年7月13日